

資料3

自動車検査証の電子化の基本コンセプト 策定に向けた論点(案)

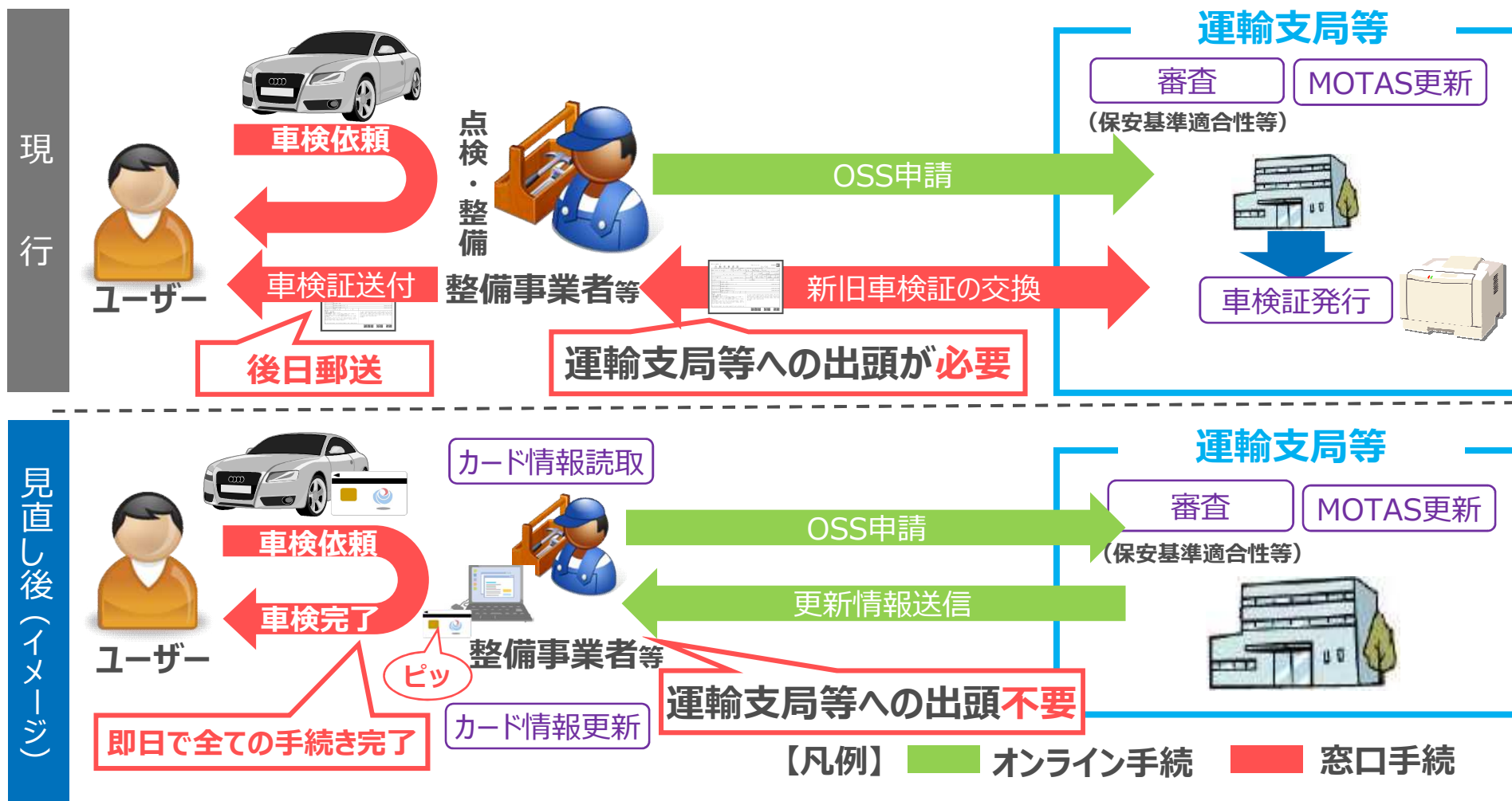
本検討会において検討いただきたい事項(案)

フェーズ1 (手続の簡素化)	Step 1 基本コンセプト	<p>論点1 自動車検査証の電子化に伴う手続フロー</p> <p>論点2 自動車検査証の電子化の方式 (ICカード…)</p> <p>論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体</p> <p>論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保</p> <p>論点5 検査標章</p> <p>論点6 導入時期</p> <p>論点7 導入コスト</p>
	Step 2 技術的要件	<p>論点8 セキュリティー対策</p> <p>論点9 電子化の方式を踏まえた性能要件・システム要件等</p>
フェーズ2 (更なる展開)		<p>論点10 電子化する情報の範囲</p> <p>論点11 将来的な活用のあり方</p>

自動車検査証の電子化に伴う手順フロー

論点1 自動車検査証の電子化に伴う手順フロー

- 自動車検査証の電子化による、申請手続きの完全電子化を実現するための手順フローを検討する。



自動車検査証の電子化の方式

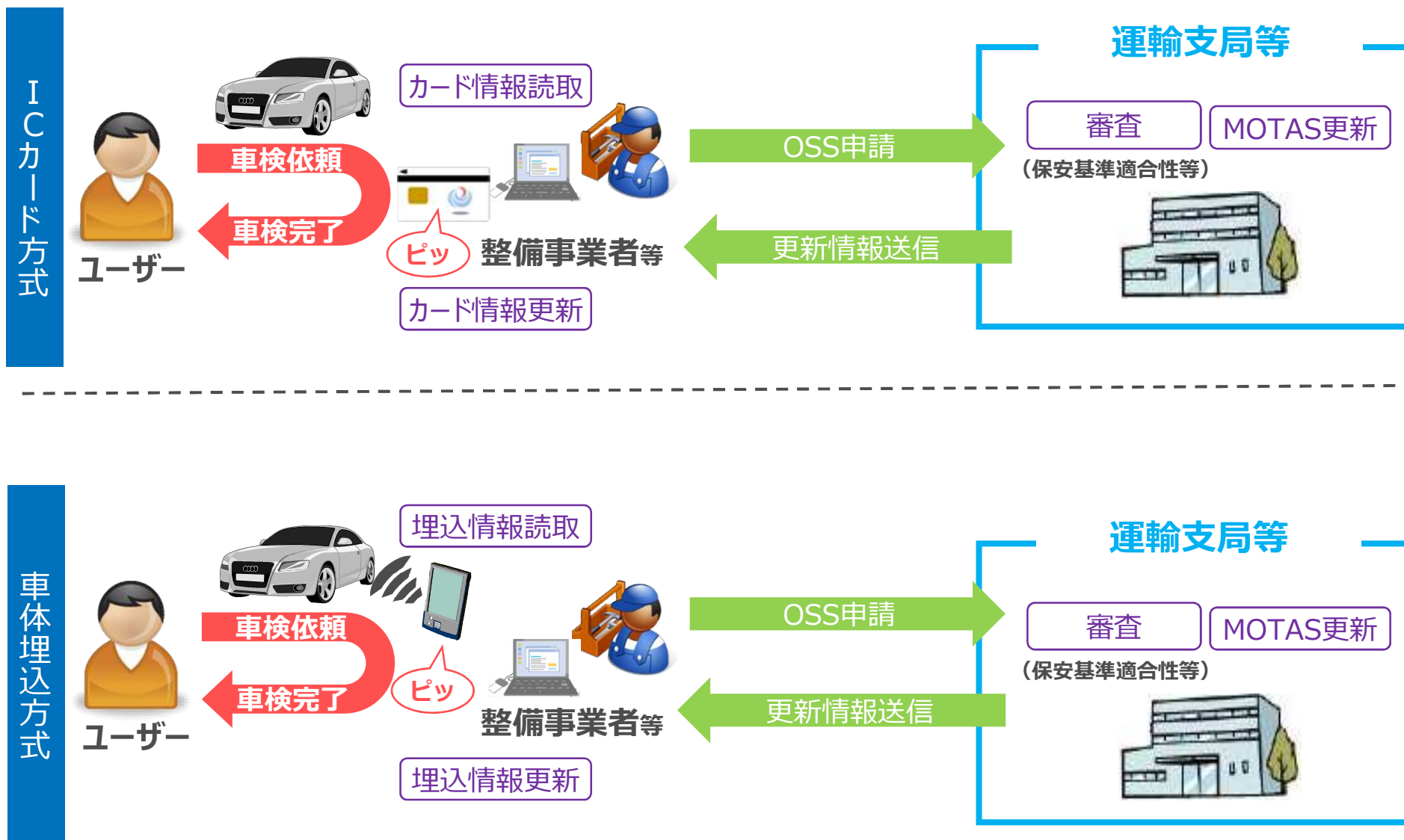
論点2 自動車検査証の電子化の方式（ICカード…）

・自動車検査証の電子化に際しては、ICカード方式や車体埋込式、オンライン方式その他の方法が考えられる。他の論点の整理を踏まえ、どのような方式が適当か、検討する。

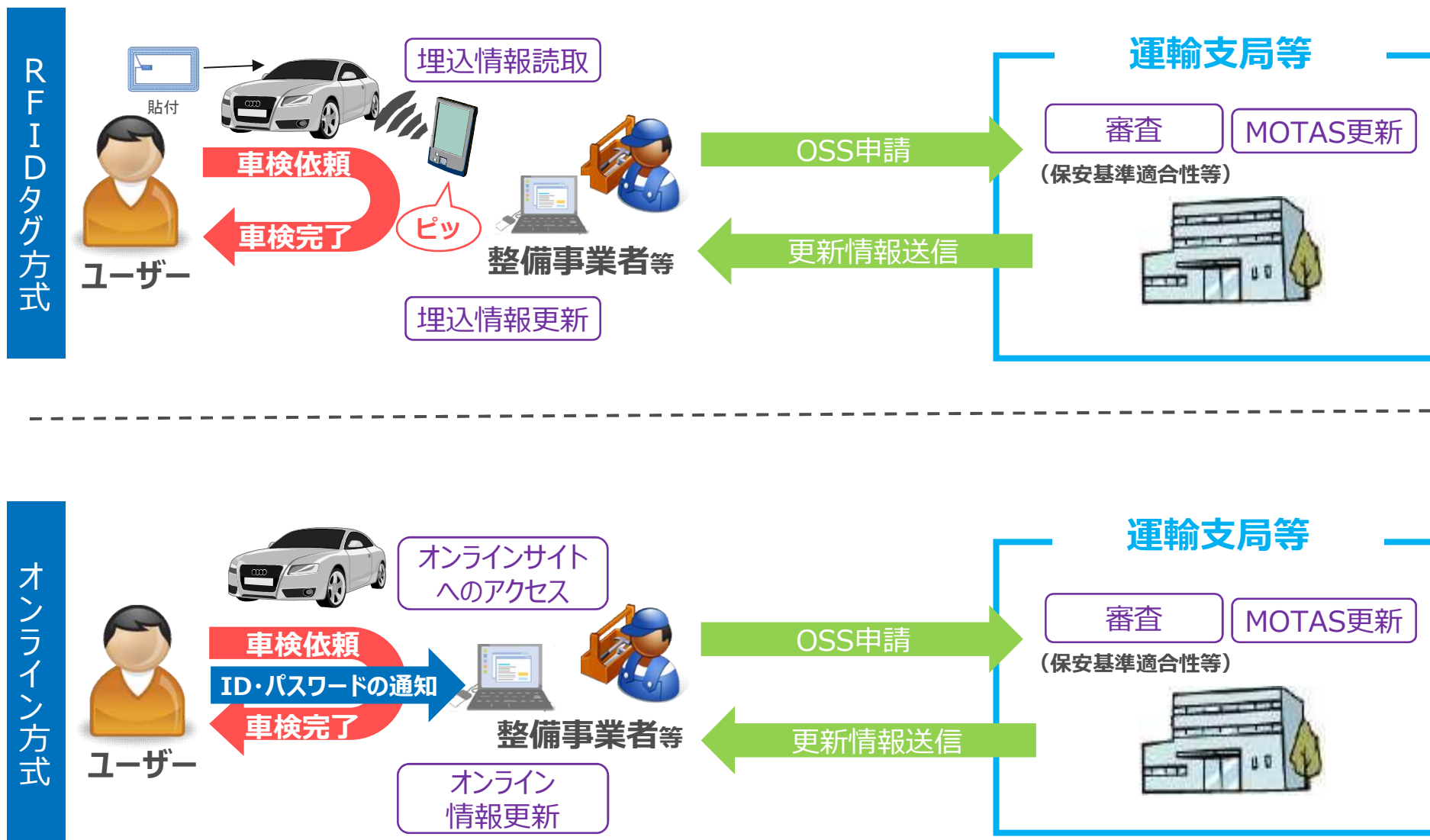
⇒ 利用シーンに応じた各電子化の方式の具体的な運用イメージを整理。

検討項目	概要
①電子化の方式	ICカード方式、車体埋込方式、RFID方式、オンライン方式 等
②利用シーン	ICチップ記録事項の閲覧、写しの作成、読取内容の電子的活用 等
③その他	書換えの容易性(可搬性)、普及の容易性 等

自動車検査証の電子化の方式別イメージ



自動車検査証の電子化の方式別イメージ



自動車検査証の電子化の方式別の検討

電子化方式 検討項目		ICチップあり								ICチップなし
		ICカード		車載器		車体埋込		RFIDタグ		WEB
		チップ記録	WEB	チップ記録	WEB	チップ記録	WEB	チップ記録	WEB	ID・パスワード
閲覧／ 写しの 作成	ネットなし 環境対応	○	×	○	×	○	×	○	×	×
	読取端末 の要否	要(※)	要	要	要	要	要	要	要	否
読取り内容の 電子的活用		○	○	○	○	○	○	○	○	△
書換えの容易性 (可搬性)		○	○	×	×	×	×	×	×	○
普及の容易性		○	○	△	△	△	△	○	○	○
コスト(高・中・低)		中	中	高	高	高	高	中	中	低
備考		(※) 車検証情報の一部 を券面にも記載可能	同左	車載器非 保有者が 一定期間 存在する ため、書 面と電子 化された 車検証の 両方の運 用が必要	同左	車体埋込 非対応自 動車が一 定期間存 在するた め、書面 と電子化 された車 検証の両 方の運用 が必要	同左	セキュリ ティ上簡 単に読み 取られない ように PWの設定 が必要と なる	同左	IDパスワー ドを付与さ れた使用者 本人のみし か確認でき ない

自動車検査証の閲覧・書換の実施主体

論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体

・閲覧・書換を実施する主体としては以下の者が想定される中、主体ごとに取り扱える情報の範囲は設定する必要があるか。

- 所有者・使用者本人
- 整備事業者、ディーラー、行政書士、自動車メーカー
- 行政機関(警察、徴税機関、地方公共団体等)
- 損害保険会社、フェリー会社・・・

自動車検査証の情報のうち、具体的にどのような情報を活用しているかを踏まえ、検討する。

1. 自動車検査証の閲覧主体

- ・本人、民間、行政の主体ごとに取り扱える情報の範囲は設定する必要があるか。
- ・主体ごとに閲覧のための端末等が必要になるが、具体的な運用イメージを整理。

2. 自動車検査証の書換主体

継続検査OSSに關与している者として、整備事業者、申請代理人((一社)日本自動車整備振興会連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、行政書士)がいるが、書換主体をどのように設定するのか。



自動車検査証の閲覧手段(ICカードの例)

- 自動車検査証の閲覧は、ICチップの読取端末(ICカードリーダー・ICカードリーダー機能付きスマートフォン等)を用いることとなる。
- 一方、ICチップの読取端末を有しない者がICチップの記録情報を閲覧する必要がある場合に、どのような代替策を講じる必要があるのか。

	案1: 支局等を来訪し 端末から印刷	案2: コンビニで印刷	案3: 手続代行時に車 検証記録情報の控え (書面)を手交 【手続代行者】	案4: 車検証交付時に 車検証記録情報の控え (書面)を手交 【国土交通省】
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザーは支局等を来訪することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニ等で印刷できるようにするための業務委託費等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続代行者にとっては、控え印刷の作業が必要 ・ 控えを手交するかどうかは、手続代行者のサービス次第 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証を電子化したにもかかわらず、車検証の控えを書面で交付

自動車検査証(ICカード)の閲覧方法について①

- 自動車検査証(ICカード)のICチップには、所有者の氏名・住所、使用者の住所等が記録されており、ICカード化された車検証を悪用しようとする者が個人情報にアクセスしようとするのを防ぐ観点から、何らかのセキュリティ対策を講じる必要があるのではないか。
- 現行の書面の車検証にあっては、それを手にした者は目視で内容を確認できるほか、写しの取得も可能である点に留意。

	ICチップのタッチあり							
	QRコードあり				QRコードなし			
	PW入力あり		PW入力なし		PW入力あり		PW入力なし	
	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし
認証プロセス	4段階	3段階	3段階	2段階	3段階	2段階	2段階	1段階
個人情報保護	◎	◎	◎	○	◎	○	○	△
スキミング対策	○	○	○	○	○	○	○	×
コスト(中・低)	中	中	中	中	低	低	低	低
その他 メリット				キーボード入力不要でセキュリティ確保			・使用者以外の者でも、車検証を手にしていれば容易に閲覧可	同左
その他 デメリット	・認証が煩雑 ・QRコードの読取端末が必要	同左	同左	・QRコードの読取端末が必要	・手続代行を依頼する場合など、使用者が本人以外の者にパスワードを教える必要あり	同左		・スキミングによりICチップにアクセスされた場合、個人情報の閲覧が可

※ICチップのタッチがあることで、使用者からICチップの記録の閲覧の了承を得ていることが推定される

凡例) PW: パスワード、SC: セキュリティコード

自動車検査証(ICカード)の閲覧方法について②

	ICチップのタッチなし WEB閲覧サービスも提供すると仮定した場合							
	QRコードあり				QRコードなし			
	PW入力あり		PW入力なし		PW入力あり		PW入力なし	
	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし
認証プロセス	3段階	2段階	2段階	1段階	2段階	1段階	1段階	0段階
個人情報保護	△	△	△	△	△	△	△	—
スキミング対策	—	—	—	—	—	—	—	—
コスト(中・低)	中	中	中	中	低	低	低	低
その他 メリット	・ICチップ読取端末不要							
その他 デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証を利用した業務実施者等がQRコード／セキュリティコードのコピーを取得し、当該業務の実施にあたり使用者からパスワードを教示されている場合、当該業務終了後も、使用者の最新の住所の確認が可 ・ インターネット接続環境が必要 							

<表面> (イメージ)

使用者の氏名：○○○○ 自動車検査証

登録番号	初度登録年月日	種別	用途	形状
車台番号		長さ	幅	高さ
型式		乗車定員	最大積載量	型式指定番号
原動機の型式	排気量	燃料	車両重量	類別区分番号
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	車両総重量

○○運輸支局長

<裏面> (イメージ)

・ ICチップの空き容量を行政機関、民間事業者等が活用できるようにしてはどうか。

(備考)
 【緊急】【道路維持】【自主防犯】【5軸車】【土砂禁】
 【路線バス】【緩和】【けん引】

重要な備考欄情報については略語を表示し、詳細はチップに記録する

123

12345

セキュリティ・コード

管理番号

券面記載事項の基本的考え方

- ・ 継続検査、変更登録等の影響を受けない基礎的情報を券面表示
- ・ 現行の車検証情報と同様の情報はICチップに記録

主な記載事項と考え方

- **使用者の氏名** 表示
- **自動車登録番号／車両番号** 表示
- **車台番号** 表示
- **その他諸元等** 表示
- **有効期間** 非表示
- **所有者の氏名・住所** 非表示
 - ・ 券面表示した場合相続・リース終了時に書換が必要となる。また、車両の保守管理責任は一義的には使用者にあることも踏まえ、券面非表示
- **使用者の住所・使用の本拠の位置** 非表示
 - ・ 券面表示した場合住所変更時に書換が必要となる。
- **管理番号** 表示
 - ・ 車検証の交付管理を行う観点から券面表示
- **セキュリティ・コード** 表示
 - ・ 使用者等がICチップ記録にアクセスするための確認コードを券面表示¹
(例: クレジットカード)

現在の自動車検査証

番号 02387 A 平成 29年 7月 1日 東京運輸支局長

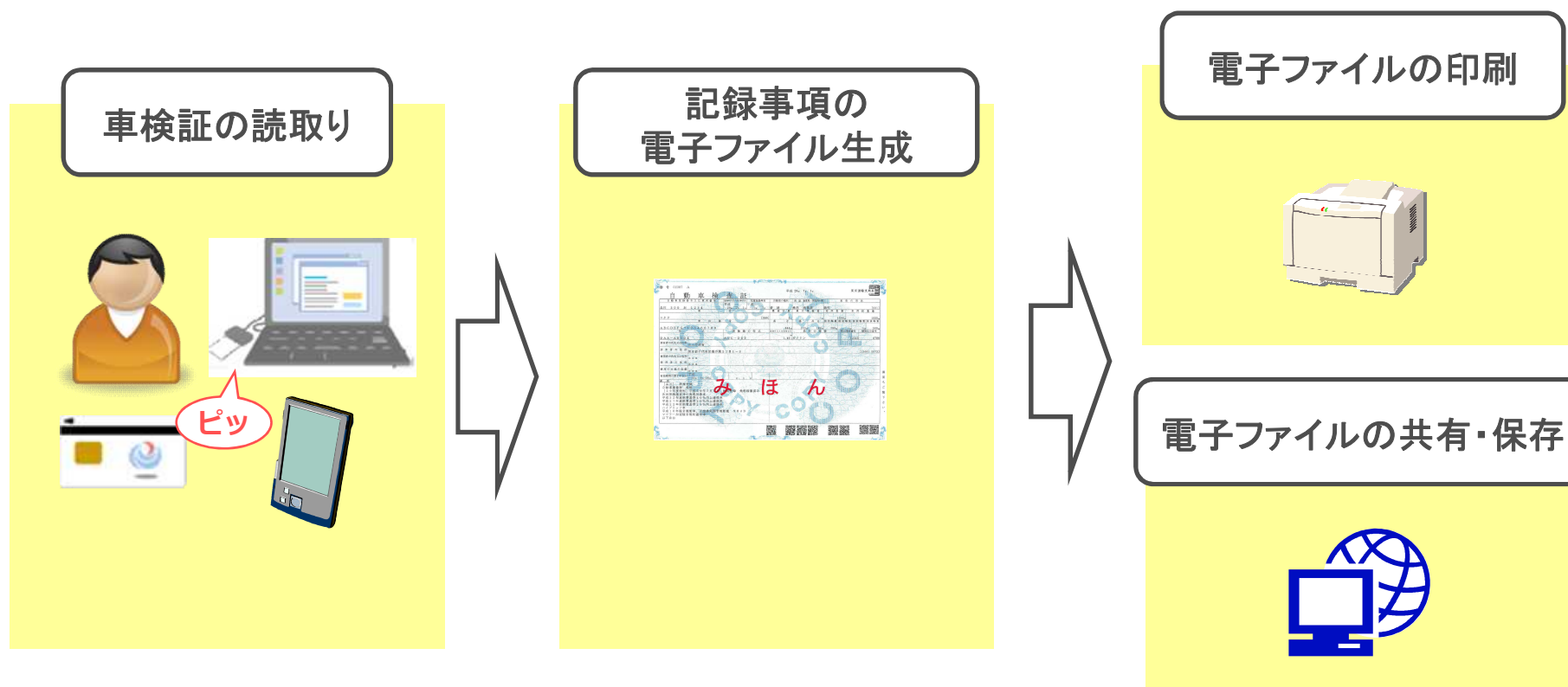
自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	車体の形状
品川 300 お 1234 車名	平成 29年 7月 1日	平成 29年 7月	普通乗車定員	乗用 乗用 乗用 乗用 乗用 乗用 乗用 乗用 乗用 乗用	箱型 [001]
コクド 車台番号	[999]	5人	長さ	幅	高さ
ABCDEF G-123456789 型式		444cm	172cm	149cm	760mm
DAA-ABCDE	ABC-DEF	1.49kW	ガソリン	型式指定番号	類別区分番号
所有者の氏名又は名称	国土交通省				
所有者の住所	東京都千代田区霞が関2丁目1-3 [13001 0073]				
使用者の氏名又は名称	***				
使用者の住所	***				
使用の本拠の位置	***				
有効期間の満了する日	平成 30年 6月 30日				
備考	<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: red;">みほん</p> <p>[品川]、新規登録 自動車重量税 免税 [29年度税制]平成29年7月1日 新規登録 免税措置済み 次回継続検査時の免税対象車 平成32年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制適用車 以下余白</p>				

裏面もご覧下さい。

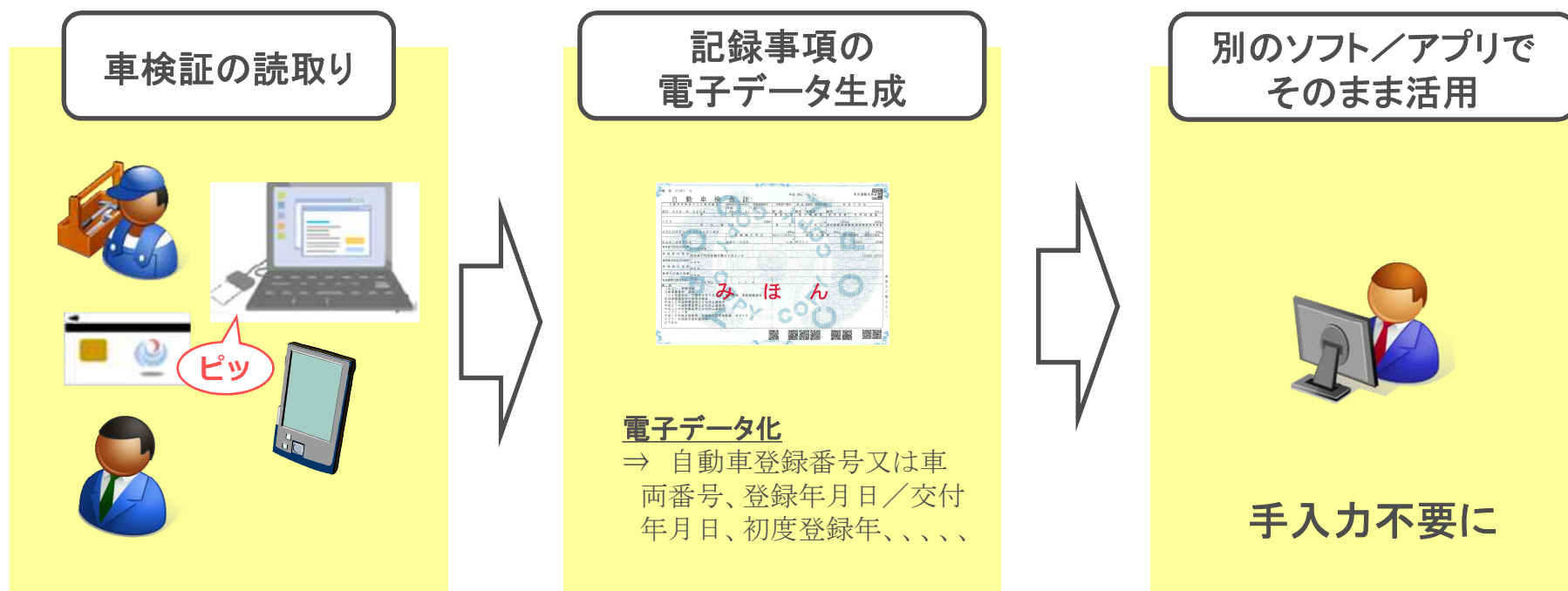


- 車検証の利用者の利便性確保のため、ICチップ記録事項の読取り後に、印刷または電子ファイル生成を可能とすることが必要ではないか。
- ・ 例1 保険加入時、保険金支払時に、保険会社において車検証の写しを確認
 - ・ 例2 行政の許認可申請において、写しの提出が必要 等
 - ・ 例3 車検証の利用者における車検証情報の電子的保存



ICチップの記録事項の電子的活用(イメージ)

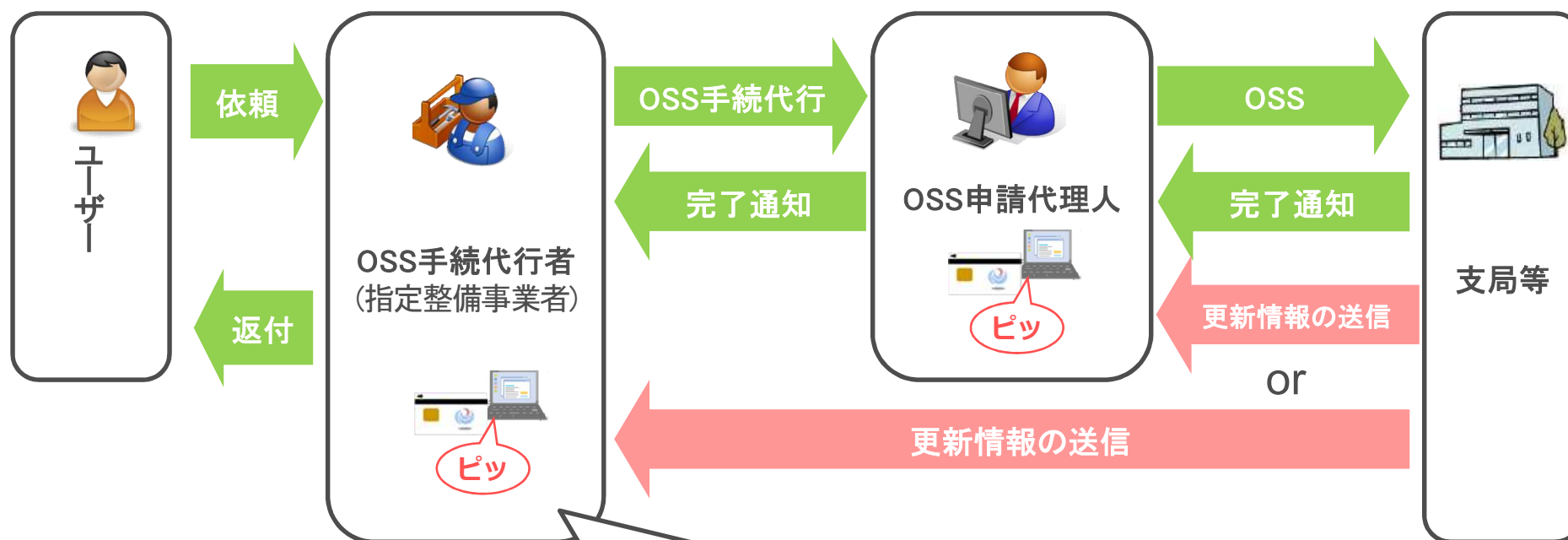
- 手続代行者等における業務効率化のため、車検証のICチップの記録事項を読取り後、当該データを電子的に活用できるようにできないか。
- ・ 例1 指定整備事業者による電子保適証交付時・OSS申請時における業務処理の合理化
 - ・ 例2 認証事業者による持込検査時の電子車検証情報を活用した申請書類の作成に係る簡略化
 - ・ 例3 保険会社・代理店による手入力の削減 等



継続検査OSSにおける自動車検査証の書換主体① 国土交通省

- 自動車検査証の書換主体として、まず、継続検査OSSの手続に関与した者として考えられる。
- その上で、手続に関与した者以外の者への委託／当該者との設備の共有をどう考えるか。→次ページから

【継続検査OSSフロー（「書換主体を」継続検査OSSの手続に関与した者としたイメージ）】

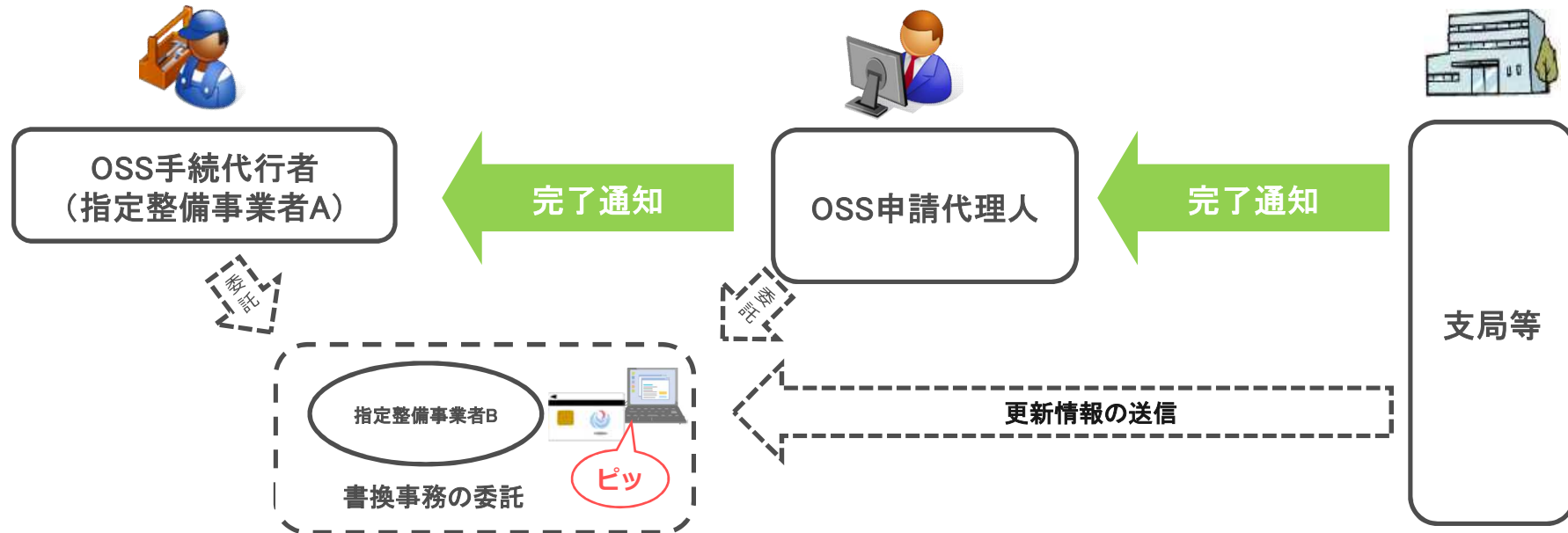


- ・ 手続代行者がOSS手続代行をする際に、システム上、車検証の書換えについて、
 - ①自身で実施、
 - ②申請代理人に委託を選択可とすることが考えられる。

継続検査OSSにおける自動車検査証の書換主体② 国土交通省

○ 継続検査OSSの手續に關与した者以外で書換事務を実施できる者がいる場合に、当該者を書換主体とすることを認めるべきか。(なお、継続検査OSSの手續に關与した者は、OSSの手續に必要な環境(パソコン等)を有していることから、書換端末を用意するのみで、自身で書換可能。)**【書換事務の委託】**

【継続検査OSS情報書換フロー(「書換事務の委託」のイメージ)】



【事業者のメリット】

- ・設備投資の軽減(事業者A)
- ・書換場所の自由度の増大(事業者A)など

【事業者のデメリット】

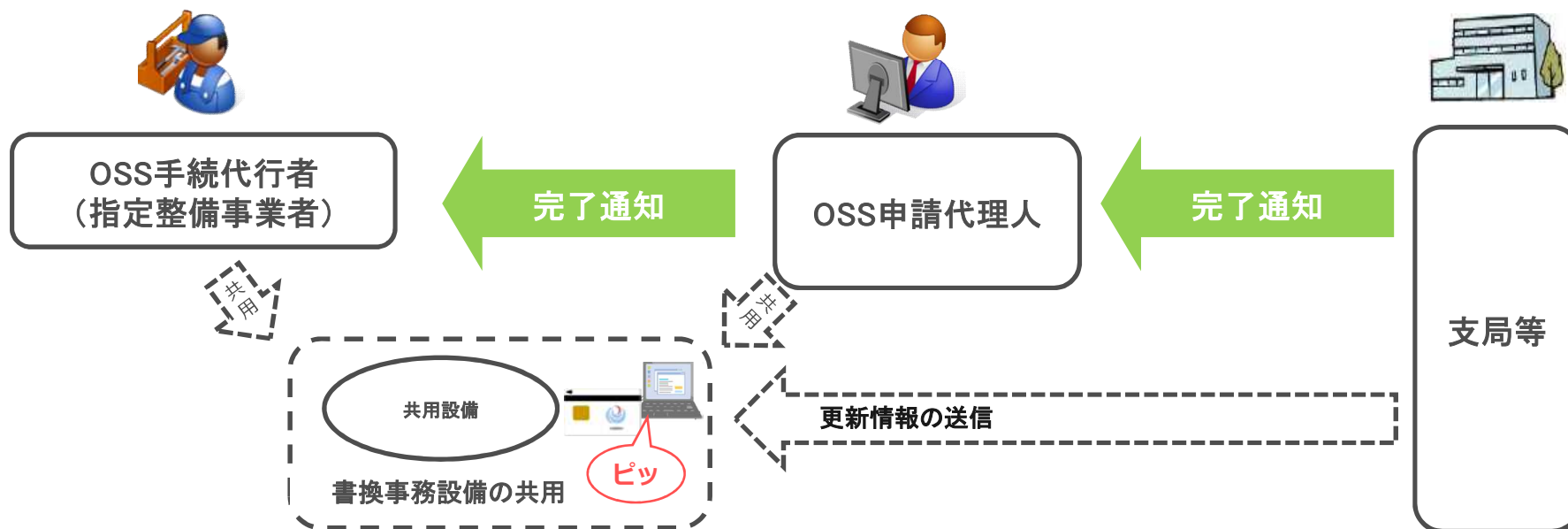
- ・自動車検査証を自社の事業場以外に持っていくための移動が必要。
- ・顧客の個人情報、車両情報について、事業者Bにおいて適切に管理されることを事業者Aが確認し、顧客に説明する必要があり、事業者Bにおいて問題が発生した場合にも一義的には事業者Aの責任。
- ・整備事業者Aは顧客から整備事業者Bへの委託の了解を得ることが必要。
- ・事業者Bが自ら記録事務代行者として業務を行っている場合、自社で依頼を受けた場合と、事業者Aから委託を受けた場合の業務を区別して行わなければならない業務が煩雑化。
- ・整備事業者Aによる不正車検発覚時に、整備事業者Bも捜査・監査の対象となり得る(事業者B) 等

また、これらに加えて行政側にとっても、管理監督対象事業者・事務が増加することにより、業務が煩雑化することが懸念される。

継続検査OSSにおける自動車検査証の書換主体③ 国土交通省

- 継続検査OSSの手続に関与した者が書換設備を有していない場合に、書換設備を有している者と設備を共用することを認めるべきか。（この場合、書換設備を有している者の端末において、継続検査OSSの手続に関与した者が自身の権限（ID等）でログインすることとなると考えられる。）【書換設備の共用】

【継続検査OSS情報書換フロー（「書換事務設備の共用」のイメージ）】



【事業者のメリット】

- ・設備投資の軽減など

【事業者のデメリット】

- ・自動車検査証を自社の事業場以外に持っていくための移動が必要。
- ・設備・機器の管理（メンテナンス、アクセス権限の管理等）が煩雑。
- ・不正、不具合の発生時の影響が大きい（自社にとどまらない）。また、責任が不明確となる恐れ。 等

また、これらに加えて不正又は不具合発生時の責任が不明確となり、行政側として管理監督業務が煩雑化することが懸念される。

国・民間事業者等における運用体制の確保

論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保

(1) 国における運用体制

- 民間事業者とのネットワーク接続を前提としたMOTASの情報管理体制
- 書換主体の管理の業務の実施体制
- その他業務運用体制

(2) 民間事業者等における運用体制

- 申請を代理する場合における実施体制
- 電子化情報の書換えを実施する場合における実施体制(取扱責任者の設置等)

自動車ユーザーの情報が適切に管理されつつ、利便性の高い運用体制となるよう検討する。

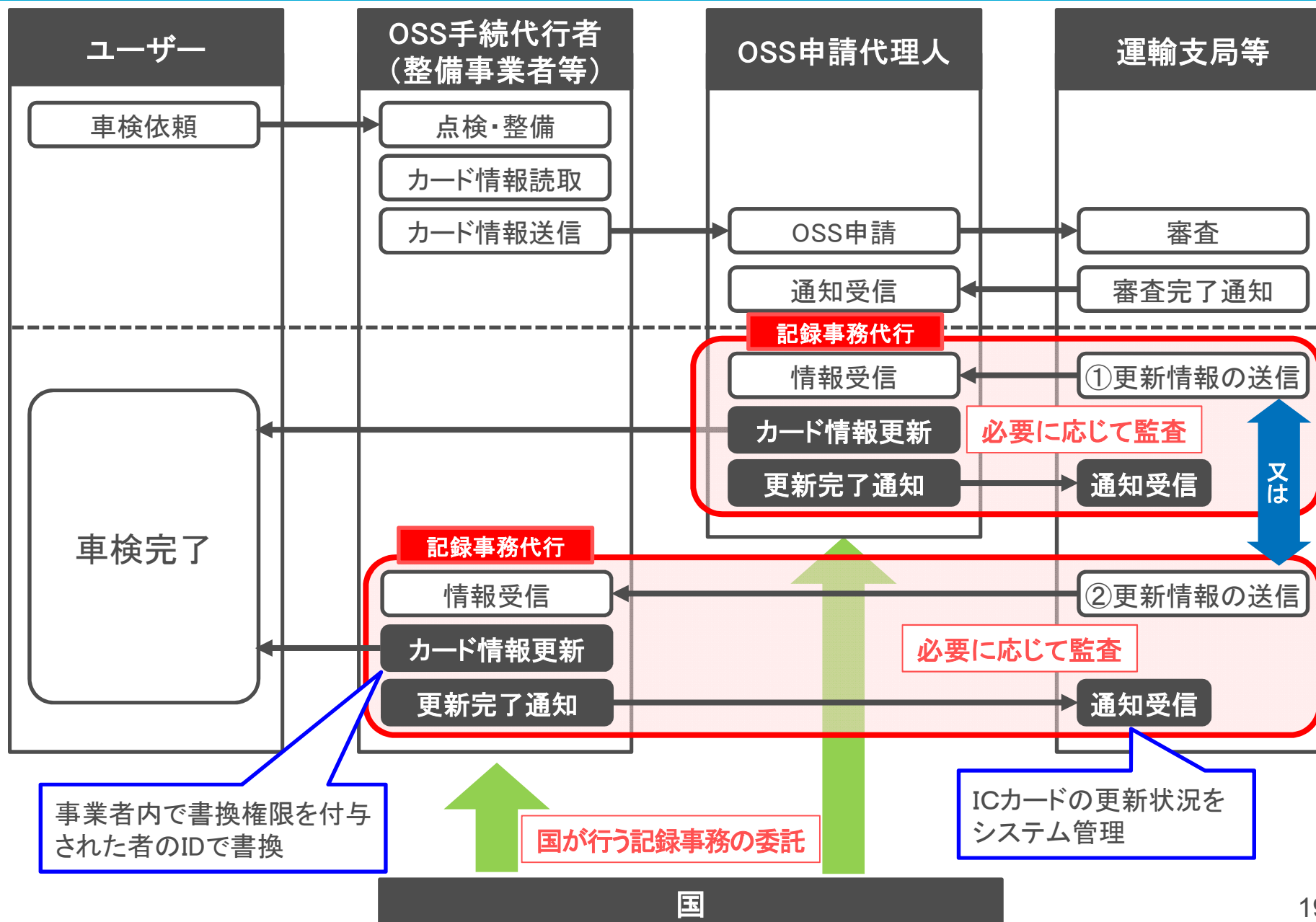
【継続検査OSSフロー(イメージ)】



- ・電子化情報の書換主体は誰か
- ・書換えの際の民間事業者等の体制はどうあるべきか
- ・誰に対して更新可能通知を送信するのか 等

- ・運輸支局等による書換主体の管理の業務の実施体制

整備事業者等によるICカード書換えに係る監督体制



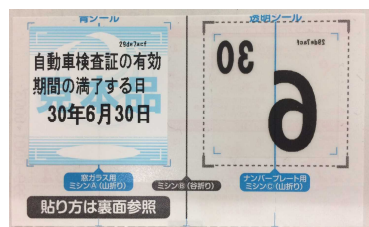
検査標章

論点5 検査標章

- ・検査標章についても、受領のための支局等への出頭を不要とする必要があるのではないか。現状は、支局等において、プリンターを用いて印刷し、交付。

現行

- ・支局等の窓口において、車検証の交付時にあわせて交付。
- ・支局において、専用紙に専用プリンターにて、印刷。
- ・検査標章には、車検の有効期間及び当該標章を特定するための符号(数字・アルファベット)が記載されている。



【検査標章】



【ステッカープリンター】

車検証の電子化後

- ・検査標章受領のための支局等への来訪を不要化するためには、
 - ①支局等以外の者においても印刷可とする方法、
 - ②支局等からの郵送等
 が考えられる。
 - ・それぞれの場合の運用形態※を整理。
- ※ 手続きフロー、印刷主体、運用体制、設備の共用、導入コスト、不正防止対策等



【継続検査OSSフロー(イメージ)】

検査標章受領のための支局等への出頭不要化

印刷主体 検討項目	OSS 手続代行者 (整備事業者等)	OSS 申請代理人	運輸支局等
受渡方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送(使用者宛) ・手渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送(使用者宛／手続代行者宛) ・手続代行者による引取り 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送(使用者宛／手続代行者宛／申請代理人宛)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証の書換えと合わせ即時に検査標章の印刷が可 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備事業場毎の専用プリンターの設置が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備事業場毎の専用プリンターの設置が不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・整備事業場毎に専用プリンターが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続代行者における即時取得が不可(郵送待ち／受領のための来訪) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国における費用・事務量が膨大 ・即時取得が不可(郵送待ち)
不正防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷用紙の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷用紙の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託先における用紙管理の監督
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・専用プリンターのため故障に備えた保守契約が必要 	同左	同左



継続検査OSSにおける検査標章の印刷主体①

- 検査標章の印刷主体として、まず、継続検査OSSの手続に関与した者とすることが考えられる。
- その上で、手続に関与した者以外の者への委託／当該者との設備の共有をどう考えるか。
- 自動車検査標章の印刷と自動車検査証の書換は同一主体が同時に行うべきではないか。

【継続検査OSSフロー(イメージ)】

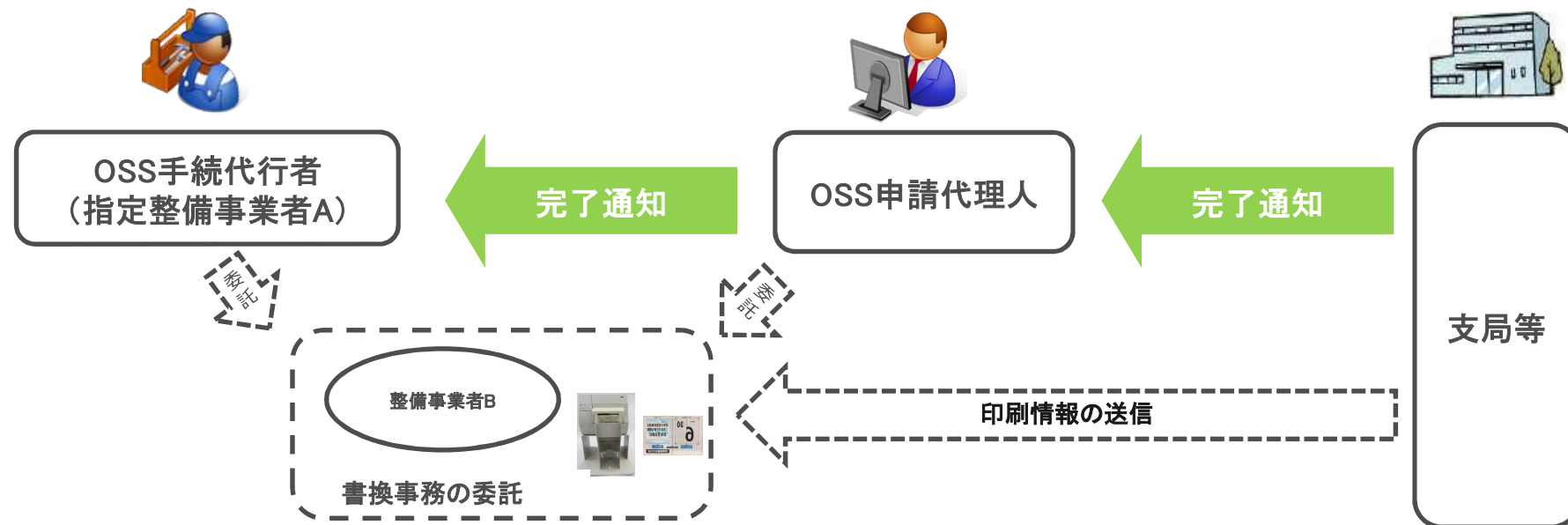


- ・ 手続代行者がOSS手続代行をする際に、システム上、検査標章の発行について、
①自身で実施、②申請代理人に委託、③他の手続代行者に委託、
④他の手続代との設備の共有
を選択可とすることが考えられる。

継続検査OSSにおける検査標章の印刷主体②

○ 継続検査OSSの手続に関与した者以外で印刷事務を実施できる者がいる場合に、当該者を印刷主体とすることを認めるべきか。【印刷事務の委託】

【継続検査OSS検査標章印刷フロー（「印刷事務の委託」のイメージ）】



【事業者のメリット】

- ・設備投資の軽減(事業者A)
- ・書換場所の自由度の増大(事業者A)など

【事業者のデメリット】

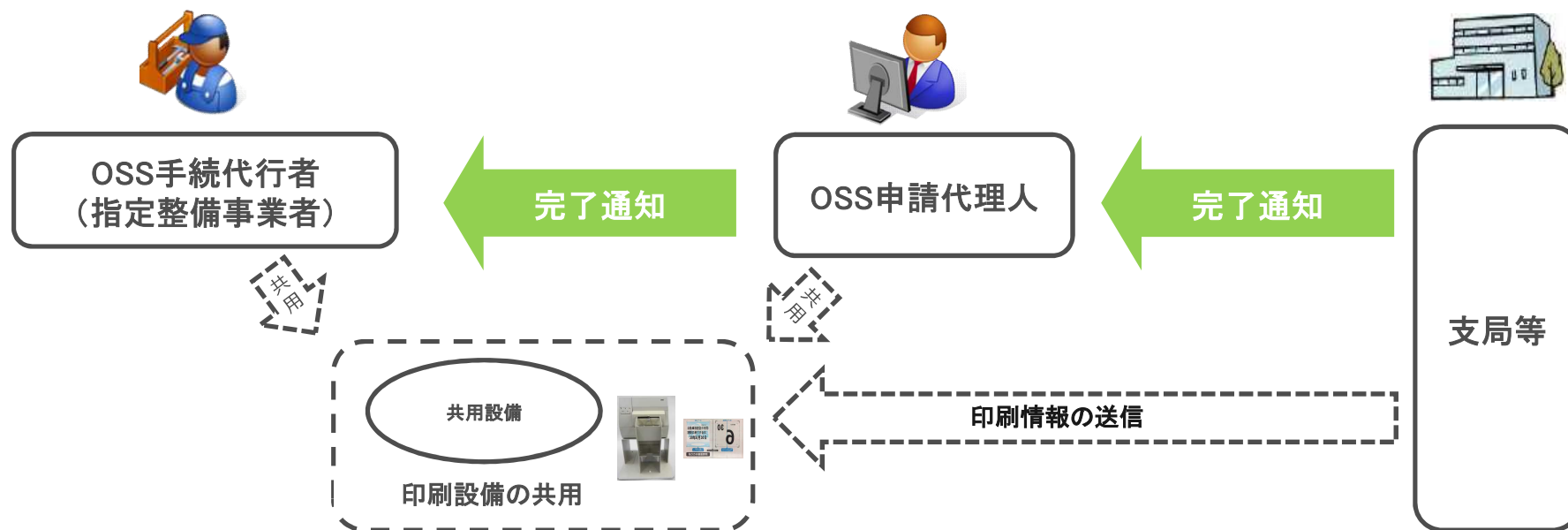
- ・検査標章の印刷のために、自社の事業場以外への移動が必要。
- ・顧客の個人情報、車両情報について、事業者Bにおいて適切に管理されることを事業者Aが確認し、顧客に説明する必要がある、事業者Bにおいて問題が発生した場合にも一義的には事業者Aの責任。
- ・整備事業者Aは顧客から整備事業者Bへの委託の了解を得ることが必要。
- ・事業者Bが自ら記録事務代行者として業務を行っている場合、自社で依頼を受けた場合と、事業者Aから委託を受けた場合の業務を区別して行わなければならない業務が煩雑化。
- ・整備事業者Aによる不正車検発覚時に、整備事業者Bも捜査・監査の対象となり得る(事業者B) 等

また、これらに加えて行政側にとっても、管理監督対象事業者・事務が増加することにより、業務が煩雑化することが懸念される。

継続検査OSSにおける検査標章の印刷主体③

- 継続検査OSSの手續に關与した者が印刷設備を有していない場合に、印刷設備を有している者と設備を共用することを認めるべきか (この場合、印刷設備を有している者の端末において、継続検査OSSの手續に關与した者が自身の権限(ID等)でログインすることとなると考えられる。)【印刷設備の共用】

【継続検査OSS検査標章印刷フロー(「印刷設備の共用」のイメージ)】



【事業者のメリット】

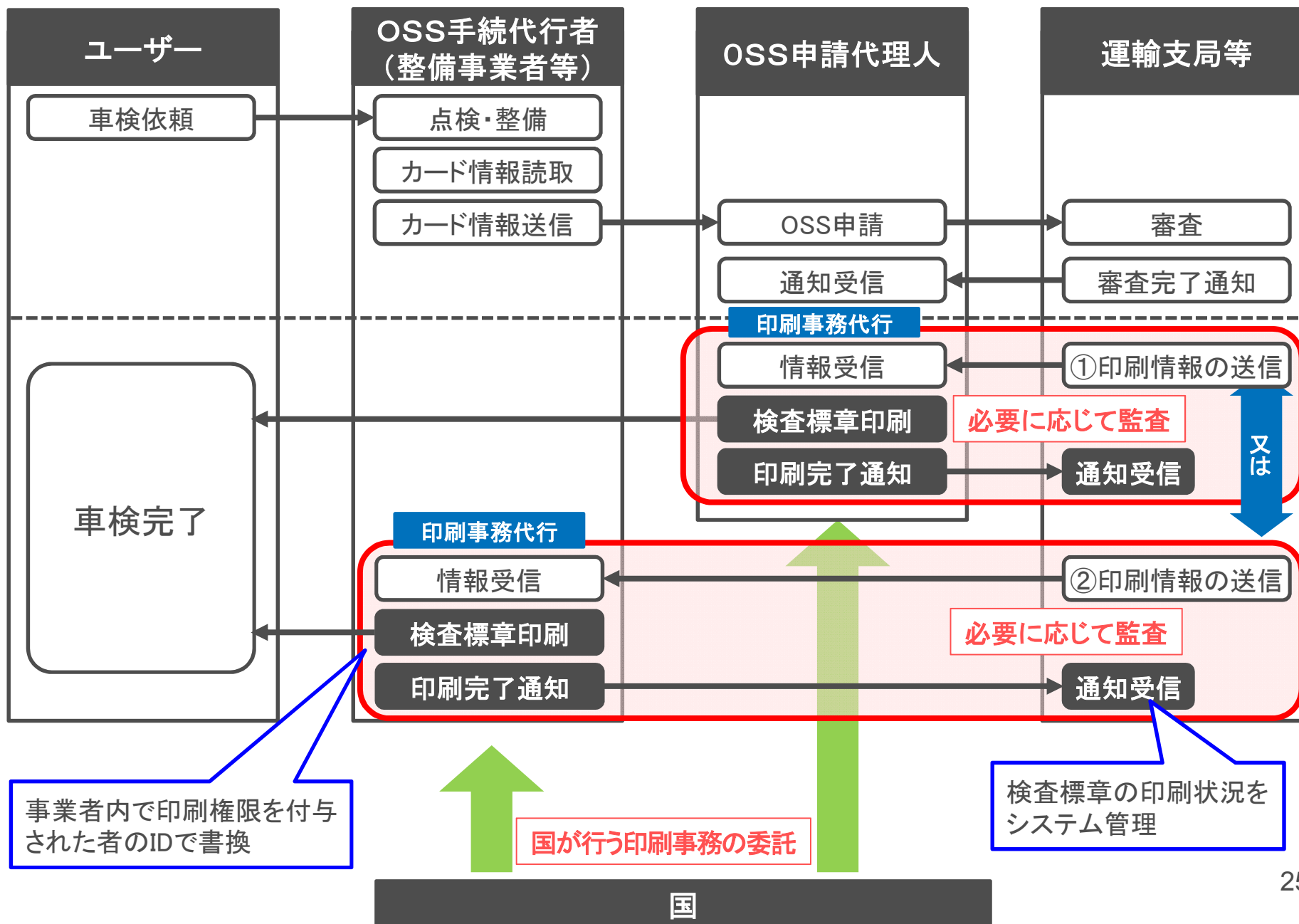
- ・設備投資の軽減など

【事業者のデメリット】

- ・検査標章の印刷のために、自社の事業場以外への移動が必要。
- ・設備・機器の管理(メンテナンス、アクセス権限の管理等)が煩雑。
- ・不正、不具合の発生時の影響が大きい(自社にとどまらない)。また、責任が不明確となる恐れ。 等

また、これらに加えて不正又は不具合発生時の責任が不明確となり、行政側として管理監督業務が煩雑化することが懸念される。

整備事業者等による検査標章発行に係る監督体制



導入時期

論点6 導入時期

- ・自動車検査証の電子化に際しては、すべての車両について、同時期一斉に導入を開始するのか、それとも、車種ごとに順次導入を開始することとするのか。
- ・また、導入を開始する時期については、行政側のシステム改修、法令上必要となる手当のみならず、民間事業者側の準備期間についても考慮する必要。

円滑に自動車検査証の電子化に移行できるスケジュールとは何かを踏まえ、検討する。

1. 電子化された自動車検査証の導入方法

- ・ 自家用・事業用の区別、導入地域等を限定して導入する場合における、使用者、民間事業者、行政機関等にとってのメリット・デメリットの整理。

2. 電子化された自動車検査証の導入時期

- ・ 行政側のシステム改修を踏まえると、導入に当たっては少なくとも数年の期間は必要。
- ・ 民間事業者における準備期間は十分確保可能か。
- ・ 車検証の利用者が多岐にわたることを踏まえ、関係者も参加する事前テストを十分に行う必要があるのではないか。

電子化された自動車検査証の導入方法別メリット

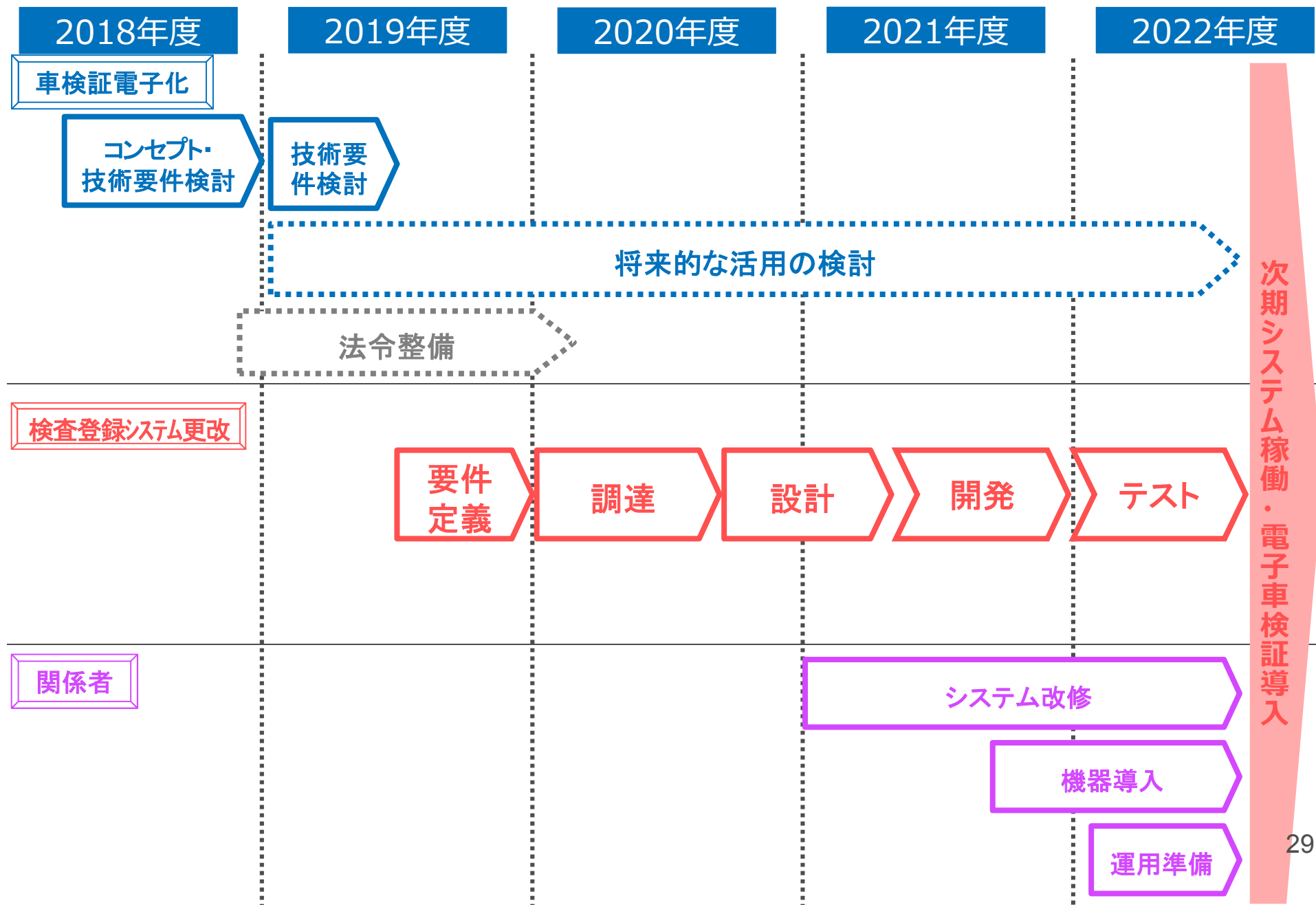
		自家用のみ		事業用のみ		全車一斉※
		地域限定なし	地域限定あり	地域限定なし	地域限定あり	
メリット	使用者	車検証電子化のメリットの早期享受	同左	同左	同左	同左
	民間	—	不具合があった場合の影響が小さい	不具合があった場合の影響が小さい(自家用自動車に比べて台数が少ないため)	不具合があった場合の影響が小さい(自家用自動車に比べて台数が少なく、さらに対象地域も限定されるため)	移行期間終了後は、従来の書面と電子化された車検証が混在しないことから、業務が効率化
	行政	—	同上	同上	同上	同上
	国土交通省	—	同上	同上	同上	同上

※旧車検証保有者については、継続検査の際に、順次、IC車検証に切り替え

電子化された自動車検査証の導入方法別デメリット 国土交通省

		自家用のみ		事業用のみ		全車一斉
		地域限定なし	地域限定あり	地域限定なし	地域限定あり	
デメリット	使用者	—	民間・行政が全地域で車検証の電子化に対応していない場合、非対象地域で車検証を利用する必要がある場合に利用できないおそれ	自社の複数の車両管理にあたり、車検証の電子化対象地域と非対象地域が混在する場合、2系統の管理体制が必要であり非効率	・同左 + 民間・行政が全地域で車検証の電子化に対応していない場合、非対象地域で車検証を利用する必要がある場合に利用できないおそれ	—
	民間	<ul style="list-style-type: none"> 従来の書面と電子化された車検証が混在し、2系統の業務フローが必要となり非効率 不具合があった場合の影響が多い(事業用に比べて台数が多い) 	<ul style="list-style-type: none"> 従来の書面と電子化された車検証が混在し、2系統の業務フローが必要となり非効率 電子化対象地域から非対象の地域に管轄が変わった自動車について、非対象地域においても電子化の取扱いが必要であり非効率 	従来の書面と電子化された車検証が混在し、2系統の業務フローが必要となり非効率	同左 + 電子化対象地域から非対象の地域に管轄が変わった自動車について、非対象地域においても電子化の取扱いが必要であり非効率	不具合があった場合の影響が大きい
	行政	同上	同上	同上	同上	同上
	国土交通省	同上	同上 + 導入地域の公平な選定の検討が必要	同上	同上 + 導入地域の公平な選定の検討が必要	同上

自動車検査証の電子化に向けた検討スケジュール(案)



次期システム稼働・電子車検証導入

導入コスト

論点7 導入コスト

- ・システム開発及び運用、ICカード等の製造、ネットワーク環境整備、専用機器の導入、システム構成等、自動車検査証の電子化に対応するために、関係者に一定の導入コストがかかることが想定される。導入コストを踏まえつつ、最適な制度となるよう検討する。

1. 国土交通省において必要な費用(イメージ)

- ・ 車検証の電子化にあたり、国土交通省においては、自動車登録検査業務システム及びOSS インターフェースシステムの相当程度の改修が必要と見込まれる。このため、両システムの更改時にあわせて改修することにより、費用低減を図る。


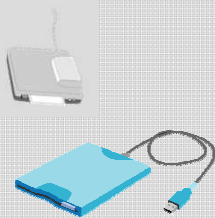
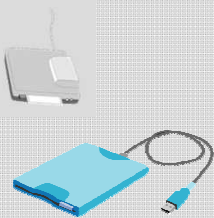
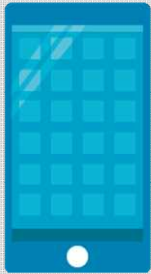

2. 自動車ユーザーにおいて必要な費用(イメージ)

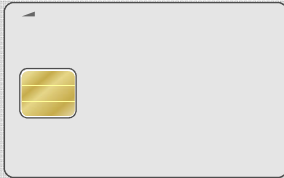
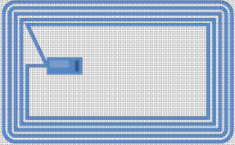

- ・ 電子情報の読取りに当たり、読取り端末及びアプリケーションの導入が必要と考えられるが、自動車ユーザーが読取り端末を有していない場合の代替策を検討することが必要ではないか。

3. 関係機関において必要な費用(イメージ)

- ・ 電子情報の読取りに当たり、読取り端末及びアプリケーションの導入が必要と考えられる。
- ・ 電子情報の書換えに当たり、書換え端末及びアプリケーションの導入が必要と考えられる。
- ・ これらの導入コストの低減に向け、なるべく専用機器ではなく、汎用機器を利用できるような設計とすることが必要ではないか。特に、先行して導入している他の行政機関におけるICカードの読取・書換端末が利用出来るような配慮が必要ではないか。

関係機関における必要費用(イメージ)

	電子情報の読取・書換え端末		電子情報の読取端末		読取りアプリ
機器等	専用端末	汎用ICリーダ・ライター	汎用ICリーダ	IC読取機能付スマホ	読取りアプリ
費用(イメージ)	端末の機能による	数千円程度～	数千円程度～	数万円程度～	アプリの機能による
イメージ					

	電子化後の自動車検査証		検査標章
機器等	ICカード	ICタグ	検査標章印刷機
費用(イメージ)	数百円程度～	数十円程度～	仕様による
イメージ			

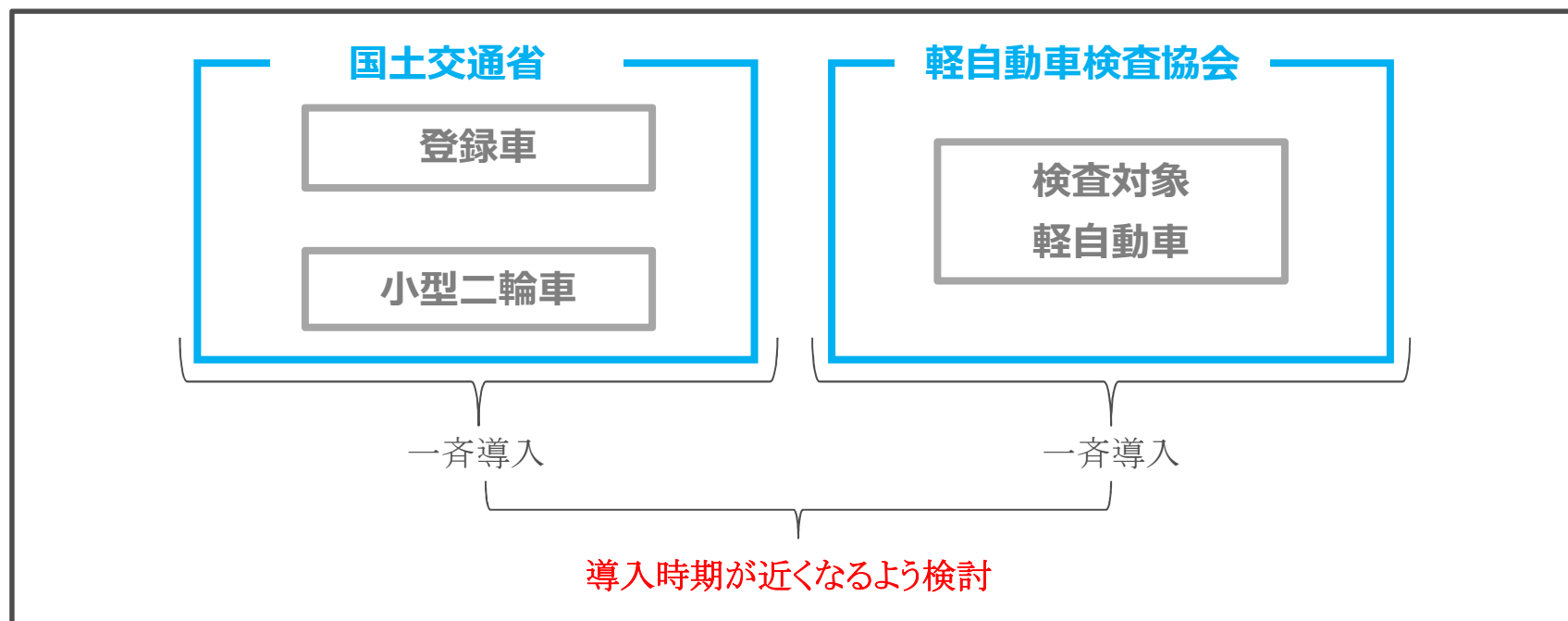
(参考)マイナンバーカード読取り対応端末

平成30年9月14日時点

メーカー	製品名	型名	通信キャリア
シャープ (株)	AQUOS EVER SH-02J	SH-02J	ドコモ
	AQUOS R SH-03J	SH-03J	
	AQUOS sense SH-01K	SH-01K	
	AQUOS R2 SH-03k	SH-03K	
	AQUOS U SHV37	SHV37	KDDI
	AQUOS SERIE mini SHV38	SHV38	
	AQUOS R SHV39	SHV39	
	AQUOS sense SHV40	SHV40	
	AQUOS Rcompact SHV41	SHV41	
	AQUOS R2 SHV42	SHV42	
	AQUOS Xx3 mini	603SH	ソフトバンク
	AQUOS ea 606SH	606SH	
	AQUOS R 605SH	605SH	
	AQUOS Rcompact 701SH	701SH	
	AQUOS R2 706SH	706SH	UQ
	AQUOS L SHV37	SHV37	
	AQUOS L2 SH-L02	SH-L02	
	AQUOS sense	SHV40_u	J:COM
	AQUOS L2 SH-L02	SH-L02	
	Android One X1	X1	Y!mobile
	Android One X4	X4-SH	
	AQUOS SH-M04	SH-M04	MVNO
	AQUOS sense lite SH-M05	SH-M05	
AQUOS Rcompact SH-M06	SH-M06		
AQUOS sense plus SH-M07	SH-M07		

メーカー	製品名	型名	通信キャリア
富士通コネク テッドテクノロ ジーズ(株)	arrows F-01J	F-01J	ドコモ
	arrows F-04J	F-04J	
	arrows F-05J	F-05J	
	arrows F-01K	F-01K	
	arrows F-02K (タブレット)	F-02K	
	arrows F-03K	F-03K	
	arrows F-04K	F-04K	
ソニーモバイル コミュニケーションズ (株)	Xperia XZ1 SO-01K	SO-01K	ドコモ
	Xperia XZ1 Compact SO-02K	SO-02K	
	Xperia XZ2 SO-03K	SO-03K	
	Xperia XZ2 Compact SO-05K	SO-05K	
	Xperia XZ2 Premium SO-04K	SO-04K	KDDI
	Xperia XZ1 SOV36	SOV36	
	Xperia XZ2 SOV37	SOV37	
	Xperia XZ2 Premium SOV38	SOV38	ソフトバンク
	Xperia XZ1 701SO	701SO	
	Xperia XZ2 702SO	702SO	
サムスン電 子ジャパン (株)	Galaxy S9 SC-02K	SC-02K	ドコモ
	Galaxy S9+ SC-03K	SC-03K	
	Galaxy S9 SCV38	SCV38	KDDI
	Galaxy S9+ SCV39	SCV39	
トリニティ (株)	NuAns NEO [Reloaded]	NuAns NEO [Reloaded]	SIMフリー

- 登録車の車検証のみ電子化し、軽自動車等について電子化しない場合、書面とICカードの車検証が併存することとなり、民間・行政双方における車検証の利用者が、2系統の事務を実施する必要が生じ、業務の煩雑化に繋がる。このため、軽自動車等についても電子化を実施することが望ましい。
- ただし、導入時期については、車検証の交付主体である国土交通省と軽自動車検査協会において、システム更改の時期が異なる点を踏まえつつ、導入時期が近くなるよう検討することが必要と考えられる。

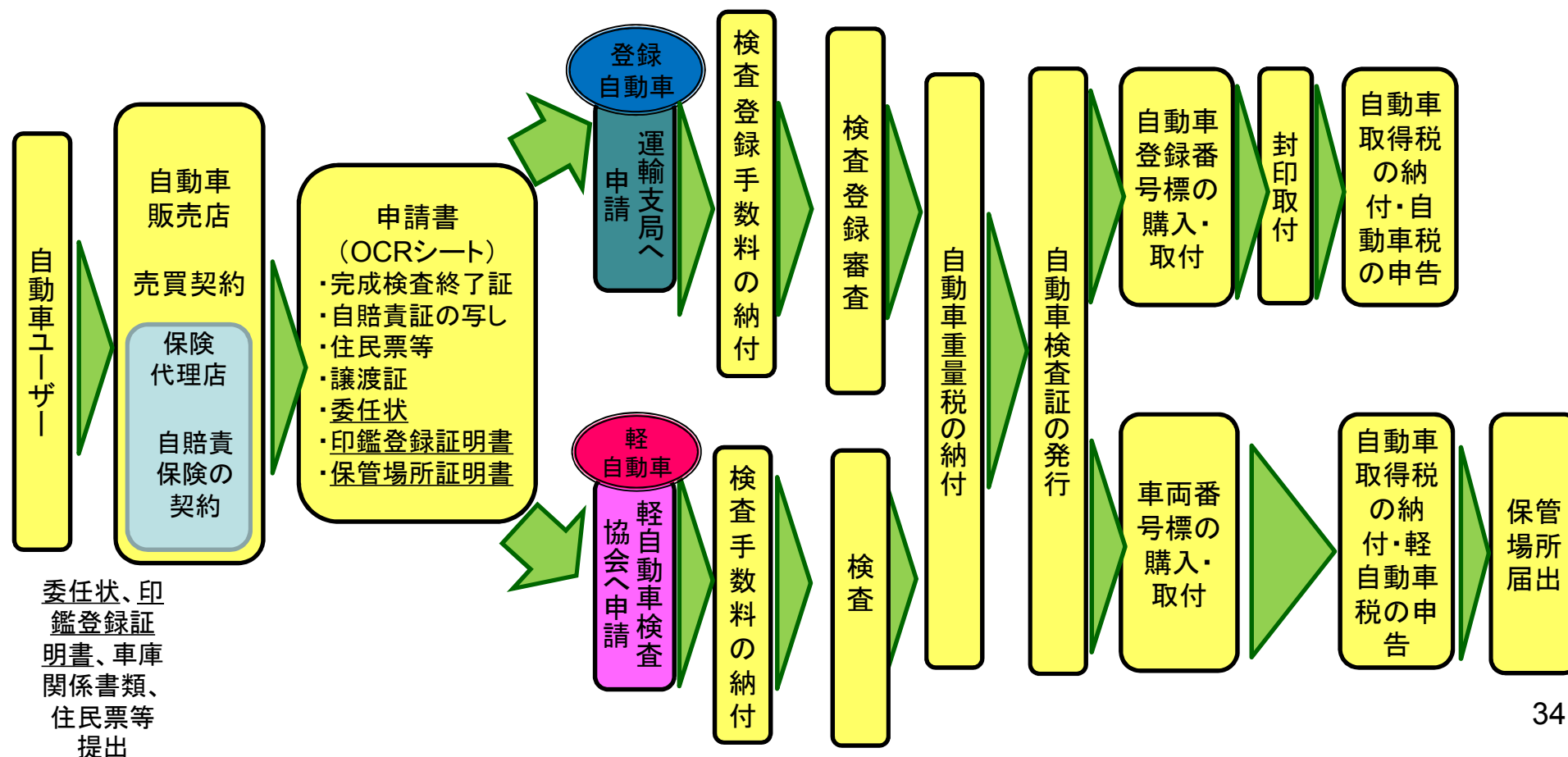


登録自動車と軽自動車の流れ(新規検査)

自動車の新規検査は、新規登録と同時に行うことが義務づけられているが、軽自動車は登録制度が無い
ため、軽自動車を新たに運行の用に供する場合、新規検査のみ必要となっている。

【自動車の新規検査(登録)の流れ(窓口申請・型式指定車)】

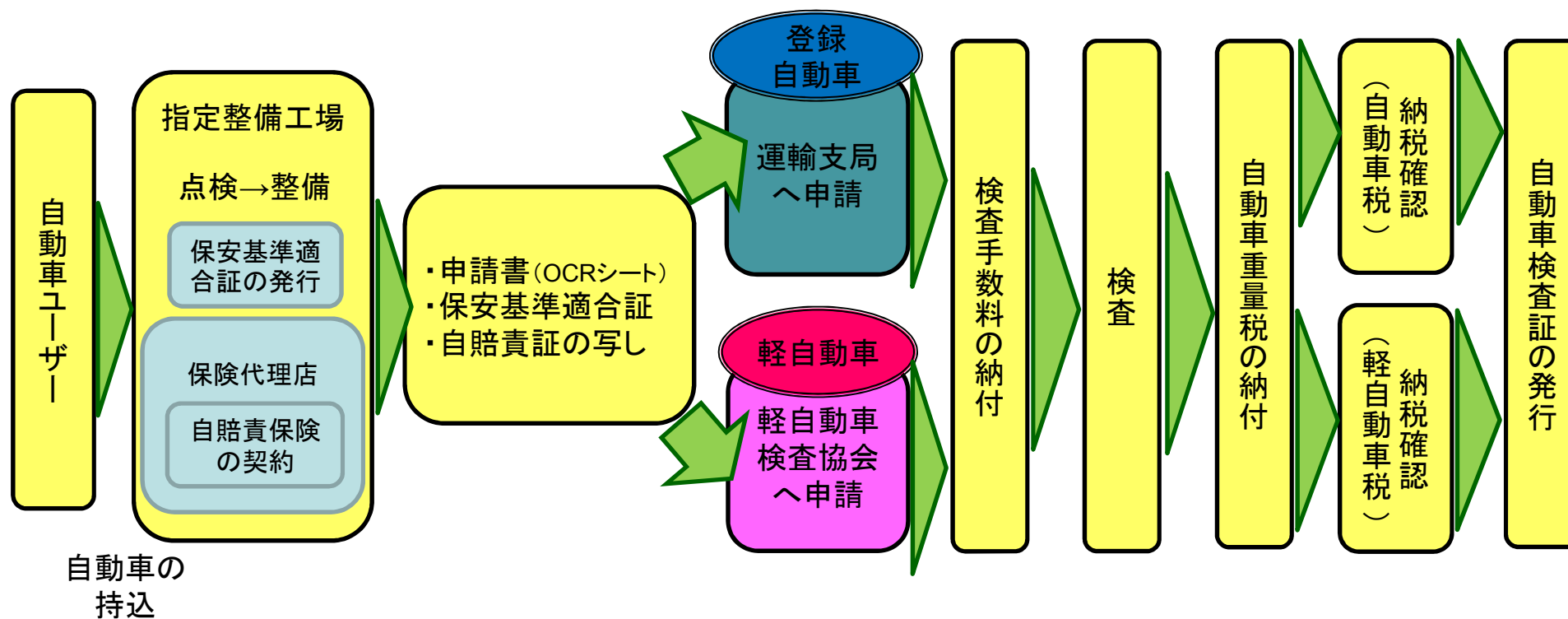
※下線は登録自動車のみ



登録自動車と軽自動車の流れ(継続検査)

軽自動車の継続検査については、申請先が異なる以外は、基本的には登録自動車と同様の手続となっている。

【自動車の継続検査の流れ(窓口申請・指定整備)】



車検証の電子化の基本的考え方

- OSS申請による継続検査等の手続きの際に残る、自動車検査証を交換するための運輸支局等への出頭を不要化できる仕組みとする。
- 現在、自動車検査証については、使用者による有効期間や個別的保安基準等の確認に用いられるほか、
 - ・ 自動車の流通、整備、保険の契約・支払いといった民間活動、
 - ・ 徴税、交通取締り、許認可といった行政活動、等にも利用されていることを踏まえ、電子化にあたっての基本的考え方を次のとおり整理してはどうか。

- 現行の書面の自動車検査証の利点(閲覧・持ち運びの容易さ)を維持しつつ、電子化された場合には利用者にとって更なるメリットがある仕組みとすることが必要。
- 具体的には、
 - ① 電子化された車検証の所有者・使用者及びこれを提示された者が容易に車検証の記録内容を確認できるようにすること(券面内容により確認することを含む)、
 - ② 車検証の記録内容の電子データの作成及び印刷ができるようにすること、
 - ③ 書面の車検証と同様に持ち運びやすいものとすること、
 - ④ 整備事業者、保険会社等の車検証の利用者が現在行っている車検証内容の電子データ作成のための手入力作業が不要となるよう、読み取った記録内容を電子的に利活用できるようにすること、
 - ⑤ 現在と同程度以上のセキュリティレベルを確保すること、が必要。

OSS対象手続きにおける自動車検査証の電子化による効果

手続き	車検証の電子化による効果	備考
継続検査 (指定整備)	出頭不要化	運輸支局における記録を選択する場合を除く
変更登録 (記載事項変更)	一部出頭不要化	券面記載事項の変更を伴わない場合、出頭不要 例1:所有者と使用者が異なる場合であって、所有者が引越した場合 例2:使用者が支局管轄区域内で引越した場合(使用の本拠の位置の変更が支局管轄区域内でナンバーの変更がない場合)
移転登録 (記載事項変更)	一部出頭不要化	券面記載事項の変更を伴わない場合、出頭不要 例:所有権留保の解除により、所有者の氏名・住所のみ変更となった場合
新規登録	—	車検証の交付を受けるため運輸支局等への出頭が必要
抹消登録	—	車検証を返納する必要があるため運輸支局への出頭が必要
新規検査	—	車検証の交付を受けるため運輸支局等への出頭が必要
継続検査 (持ち込み)		OSS申請対象外
構造変更		
予備検査		

参照条文①

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)

(自動車の検査及び自動車検査証)

第五十八条 自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。))及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。)は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 自動車検査証に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

(継続検査)

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3～5 (略)

(自動車検査証の備付け等)

第六十六条 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

2 国土交通大臣は、次の場合には、使用者に検査標章を交付しなければならない。

一 第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付するとき。

二 第六十二条第二項(第六十三条第三項及び次条第四項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証に有効期間を記入して、これを返付するとき。

3 検査標章には、国土交通省令で定めるところにより、その交付の際の当該自動車検査証の有効期間の満了する時期を表示するものとする。

4 検査標章の有効期間は、その交付の際の当該自動車の自動車検査証の有効期間と同一とする。

5 (略)

参照条文②

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)

(軽自動車検査協会の検査等)

第七十四条の三 国土交通大臣は、次章の規定により軽自動車検査協会が設立されたときは、軽自動車検査協会に、この章に規定する自動車の検査に関する事務(第六十一条の二及び第六十三条第一項の規定による事務を除く。)であつて軽自動車に係るもの(以下「軽自動車の検査事務」という。)を行なわせるものとする。

2～7 (略)

第七十四条の四 軽自動車検査協会が行う軽自動車の検査事務に関してこの章(第六十一条の二、第六十三条第一項、第六十三条の二、第六十三条の三、第六十三条の四、第七十一条の二第二項、第七十四条から第七十五条の三まで、第七十五条の五及び第七十五条の六を除く。)の規定を適用する場合には、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「軽自動車検査協会」とする。